

東京医療保健大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、東京医療保健大学学則及び東京医療保健大学大学院学則に基づき、東京医療保健大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学学則第22条に定めるところにより、本学学士課程を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則第26条第1項、第26条の2第1項から第4項、第26条の3及び第26条の4に定めるところにより、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 課程による博士の学位の授与は、大学院学則第26条第2項及び第26条の2第5項に定めるところにより、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行う。

2 論文による博士の学位の授与は、大学院学則第27条第3項の定めるところにより行う。

(学位の専攻分野の名称)

第6条 学士、修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、学部又は研究科ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

医療保健学部

看護学科	学士（看護学）
医療栄養学科	学士（医療栄養学）
医療情報学科	学士（医療情報学）

東が丘看護学部 学士（看護学）

立川看護学部 学士（看護学）

千葉看護学部 学士（看護学）

和歌山看護学部 学士（看護学）

(2) 修士の学位

医療保健学研究科	修士 (看護マネジメント学)
	修士 (感染制御学)
	修士 (医療栄養学)
	修士 (医療保健情報学)
	修士 (助産学)
	修士 (周手術医療安全学)
	修士 (滅菌供給管理学)
	修士 (看護実践開発学)
	修士 (プライマリケア看護学)

看護学研究科	修士 (看護学)
	修士 (助産学)

和歌山看護学研究科	修士 (看護学)
-----------	----------

千葉看護学研究科	修士 (看護学)
----------	----------

(3) 博士の学位

医療保健学研究科	博士 (感染制御学)
	博士 (周手術医療安全学)
	博士 (看護学)
看護学研究科	博士 (看護学)

(学位授与の申請)

第7条 本学大学院の各課程にある者が、学位の授与を申請するときは、学位論文を研究科長に提出するものとする。ただし、修士課程にある者は、本学大学院学則第26条第1項及び第26条の2第1項から第3項に定めるところにより、学位論文に代えて研究成果報告書を提出することができる。

(学位論文等の提出)

第8条 前条の規定により学位論文又は研究成果報告書(以下「学位論文等」という。)を提出する者は、研究科の定めるところにより、必要書類その他の資料を提出しなければならない。

(学位論文等の審査の付託)

第9条 第7条の規定により学位授与の申請があったときは、研究科長は研究科の定める研究科会議に審査を付託する。

(審査会)

第10条 研究科会議は、学位論文等の審査及び最終試験を行うため、審査会を設ける。

- 2 審査会は、研究科会議の定めるところにより構成する。
- 3 審査会が必要と認めるときは、関係分野の専門家である学外の審査員を委嘱することができる。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第11条 学位論文等の審査及び最終試験は、審査会が行う。

- 2 最終試験は、学位論文等の審査が終わった後に、学位論文等を中心として、口頭又は筆記により行うものとする。

(審査期間)

第12条 学位論文等の審査及び最終試験は、学位論文等の申請を受理した後、原則として1年以内に終了する。

(審査結果の報告)

第13条 審査会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに学位授与の可否に関する意見を、文書で研究科会議に報告しなければならない。

(学位論文の判定)

第14条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を決定する。

- 2 前項の判定を行う研究科会議には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、合格の判定については、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。この場合の定足数の算定に当たっては、公務又は出張のため出席することができない者は、当該研究科会議の構成員の数に参入しない。
- 3 研究科会議が第1項の合否を決定したときは、研究科長はこれを学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条第3項の規定による報告に基づいて学位授与の可否を決定し、学位を授与することが決定された者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の報告)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し、「東京医療保健大学審査学位論文(博士)」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
 - 4 前3項の規定により学位論文を公表する場合には、東京医療保健大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(東京医療保健大学)」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第20条 本学において学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき、または不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 研究科会議において前項の議決を行う場合は、第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(補則)

- 第22条 第5条第2項による論文による博士の学位の授与に関する手続きについては、本規程を参酌して学長が要綱で定める。
- 2 この規程で定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月15日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

様式第1（第3条の規定により授与する学位記）

第 号学位	
記	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大学印</div>	氏 名
	年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（専攻分野の名称）の学位を授与する	
年 月 日	東京医療保健大学学長 氏 名
	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

様式第2（第4条の規定により授与する学位記）

第 号学位	
記	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大学印</div>	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したことを認め修士（専攻分野の名称）の学位を授与する	
年 月 日	東京医療保健大学学長 氏 名
	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

様式第3（第5条の規定により授与する学位記）

第 号学位

記



氏 名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したことを認め博士（専攻分野の
名称）の学位を授与する

年 月 日

東京医療保健大学学長 氏 名

印